第二十条の十を削る。

第二十条の九中「第二十七条の十二の四第十四項」を「第二十七条の十二の五第十四項」に改め、同条第二号中「第二十七条の十二の四第五項」を「第二十七条の十二の五第五項」に改め、同条を第二十条の十とする。

第二十条の八の次に次の一条を加える。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十条の九　法第四十二条の十二の四第一項に規定する財務省令で定めるものは、中小企業等経営強化法施行規則第八条第二項に規定する経営力向上に著しく資する設備等とする。

2　施行令第二十七条の十二の四第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が受けた中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定（同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。）に係る同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画の写し及び当該経営力向上計画に係る認定書の写しとする。

第二十条の十六第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十条の二十中「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の下に「（平成十三年法律第二十六号）」を加える。

第二十条の二十一第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二十九条の五第六項」を「第二十九条の五第四項」に改め、同項第一号イ中「以下この項」を「次号イ」に改め、同号ロ中「第一項」を「前項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第四十七条の二第三項第三号」を「第四十七条の二第三項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第二項とする。

第二十一条の三　削除

第二十一条の十二第一項第一号中「（平成七年法律第百五号）」を削る。

第二十一条の十七第二項第四号ロ及び第五号ロ並びに第三項中「按分する」を「按分する」に改め、同条第五項第一号中「及び納税地」を「、納税地及び法人番号」に改める。

第二十一条の十七の二の見出しを「（沖縄の認定法人の課税の特例）」に改める。

第二十一条の十九第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　法第六十二条の三第四項第二号の二に掲げる土地等の譲渡　土地開発公社の当該土地等を同号イ又はロに掲げる土地等の区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類（当該土地等の所在地の記載があるものに限る。）

第二十一条の十九第十一項第一号ハ中「既に施行令第三十八条の四第三十二項に規定する所轄税務署長の承認を受けて同条第三十三項又は第三十四項に規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、当該認定した日。以下この項において同じ。）」を削り、「法第六十二条の三第四項第十二号」を「同条第四項第十二号」に、「書類」を「書類（既に施行令第三十八条の四第三十二項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第三十四項若しくは第三十五項の承認を受けて同条第三十三項から第三十五項までに規定する所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合（次号ニ及び第三号ロにおいて「認定日の通知を受けている場合」という。）には、当該通知に係る文書の写し（次号ニ及び第三号ロにおいて「通知書の写し」という。）」に改め、同項第二号ニ及び第三号ロ中「書類」の下に「（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）」を加え、同条第十六項中「第三十八条の四第四十二項」を「第三十八条の四第四十三項」に改め、同項第一号中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十八条の六十八第八項」を「第六十八条の六十八第九項」に改め、同号イ(2)中「第三十八条の四第三十五項及び第三十六項」を「第三十八条の四第三十六項及び第三十七項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に改め、同号イ(2)(i)中「第二十二条の六十二第三項第三号」を「第二十二条の六十二第五項第三号」に改め、同号イ(2)(ii)中「第二十二条の六十二第四項」を「第二十二条の六十二第六項」に改め、同号ロ中「又は第三十四項」を「から第三十五項まで」に、「末日又は」を「末日」に、「を含む事業年度」を「又は同条第三十五項に規定する末日を含む事業年度」に、「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に、「限る」を「限るものとし、既に法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）に添付したものを除く」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「第三十八条の四第四十一項」を「第三十八条の四第四十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項の次に次の三項を加える。

15　施行令第三十八条の四第三十五項に規定する確定優良住宅地造成等事業（以下この項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又は法人が、当該確定優良住宅地造成等事業につき、同条第三十五項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、同項に規定する予定期間の末日の属する年の翌年一月十五日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に第十二項第二号に掲げる書類を添付して、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

一　第十二項第一号イに掲げる事項

二　当該確定優良住宅地造成等事業について、法第六十二条の三第八項の特定非常災害として指定された非常災害により当該予定期間内に施行令第三十八条の四第三十五項に規定する開発許可等を受けることが困難となつた事情の詳細

三　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業の完成予定年月日

四　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第三十八条の四第三十五項に規定する開発許可等を受けることができると見込まれる年月日

五　当該承認を受けようとする確定優良住宅地造成等事業につき施行令第三十八条の四第三十二項、第三十四項又は第三十五項の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る同条第三十三項から第三十五項までに規定する所轄税務署長が認定した日

16　法第六十二条の三第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、施行令第三十八条の四第三十五項に規定する所轄税務署長が認定した日の通知に関する文書の写しを同条第四十三項の規定に基づき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に添付すること（当該通知に関する文書の写しを法第六十二条の三第五項の規定の適用を受けた事業年度の確定申告書等（法第六十八条の六十八第五項の規定の適用を受けた連結事業年度の連結確定申告書等を含む。）に添付したことを含む。）により証明がされたときとする。

17　前項の規定により証明がされた場合には、施行令第三十八条の四第三十五項に規定する所轄税務署長が認定した日は前項の通知に係る所轄税務署長が認定した日とする。

第二十二条の二第四項中「第三十九条第三十一項」を「第三十九条第三十二項」に改め、同条第六項中「を取得する」を「の取得（同条第一項に規定する取得をいう。第八項から第十一項までにおいて同じ。）をする」に、「これらの規定（」を「同条第一項又は第二項（これらの規定を」に、「。）」を「。）の規定」に、「第三十九条第三十一項」を「第三十九条第三十二項」に改め、同条第七項及び第八項中「税務署長の」を「所轄税務署長の」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　法第六十四条の二第十七項の所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、同項に規定する指定期間の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　申請をする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　その申請の日における法第六十四条の二第四項第一号に規定する特別勘定の金額

三　取得をする見込みである代替資産の種類、構造、規模及び価額

四　法第六十四条の二第十七項の特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情の詳細

五　代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第二十八項の認定を受けようとする日

六　その他参考となるべき事項

12　前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条第二十八項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。